

新政会は伊丹市議会内唯一の保守系会派です



杉 一

- 会派代表
- 議会役職
総合戦略及び
総合計画検討
特別委員長



加藤 光博

- 会派役職
国政県政政策調整担当
- 議会役職
文教福祉常任委員長



戸田 龍起

- 会派役職
市行政政策調整担当
- 議会役職
豊中市伊丹市クリーンランド
議会監査委員

新政会 議会報告



安全・安心のまちづくりへさらに前進の予算が定まる

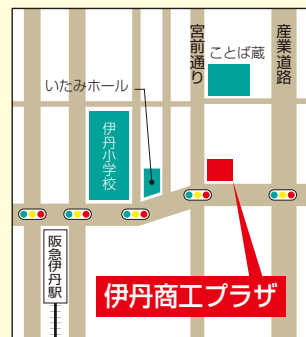
- 平成29年度予算(平成28年度2月補正含む)について
- 戸田龍起／豊中市伊丹市クリーンランドについて
- 加藤光博／12月議会質問報告
～子ども・子育て支援策の充実に向けて～
- 杉一／12月議会質疑報告
～市民まちづくりプラザの指定管理団体変更に対して～
- 加藤光博／3月議会質問報告
～財政規律の適正化と地域経済の活性化策～
- 杉一／3月議会質問報告
～総合計画の条例条文への提案～

新政会は加藤光博、杉一、戸田龍起の3名で構成しています。伊丹の風土と伝統を尊重しつつ、時代の先を見据える保守の思想に基づいた議会内会派です。

お知らせ
1

新政会主催の市政報告会を行います。

- 日時 平成29年6月3日 15:00～16:30
- 内容 所属3議員からの市政報告 市議会政局解説 質疑応答
- 開催場所 伊丹商工プラザ 4階会議室A



お知らせ
2

新政会所属議員と10名程度の少人数での座談会を設けます。

平素の報告会と異なり、議員からの報告の場としてではなく、参加頂いた市民の皆様との対話(フリートーク)を中心に行います。
実施日時と会場については6月3日の市政報告会にて発表いたします。
また、ご希望の方がいらっしゃいましたら調整の上、開催させていただきます。

発行 新政会
発行日 平成29年5月1日

新政会
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1-1
電話：072-784-8115 (会派控室)

新政会へのお問い合わせは

TEL : 072-783-1344 (議会事務局)
FAX : 072-783-7751
E-mail : itami@sugi-hajime.net



平成29年度予算のうち、注目の事業をピックアップして紹介

まちなかミマモルメの利用促進に向けて支援策を拡充します

月額利用料への支援 382万円

小学1年生、徘徊の恐れがある認知症高齢者、障害者(児)に平成30年3月まで月額利用料の無償化。

【事業費】小学生：3,024,000円 小学生以外：792,000円

①小学1年生

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

阪神電気鉄道(株) 新1年生限定キャンペーン
 ★初期登録料(2,572円)：無料
 ★月額利用料(432円/月)：4・5月無料

伊丹市と阪神電気鉄道(株)で1/2ずつ負担
 ★月額利用料(432円/月)：6~3月無料

②認知症高齢者、障がい者(児)で徘徊・行方不明の恐れのある者
 昨年に引き続き、平成30年3月まで、協働事業者である阪神電気鉄道(株)と伊丹市で1/2ずつ負担し、月額利用料を無償化します。
 ※初期登録料(2,572円/人)については、別途、補助制度があります。(介護保険事業特別会計及び一般会計民生費による各課予算)

アプリケーション改修 239万円

通知文言の修正や通過検知箇所の増加により、より便利なまちなかミマモルメになります。

どこを通ったかの通知ではわからず、アプリを起動しないといけない

どこを通ったかの通知をみるだけでわかる

高齢者の生活支援ニーズの多様化に備えて人員配置を増員します

■生活支援コーディネーター(生活Co)の増員 / 4771万円
■認知症地域支援推進員の増員 / 519万円
■5290万円 内、国の補助金 2063万円 県の補助金 1031万円 その他 1164万円 一般財源 1032万円

生活支援コーディネーターとは

地域の中で不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、元気な高齢者が担い手として活動する場の確保、情報共有や地域住民と専門職との協働推進などのネットワークの構築などを行う方です。

天神川荻野・稲野鴻池・緑丘瑞穂・神津有岡・南・伊丹摂陽・笹原鈴原・花里昆陽里・桜台池尻の校区域に分けられた9圏域に1名が配置されます。

伊丹では役割が合致している観点から、市が補助金を支給して伊丹市社会福祉協議会が配置しているコミュニティワーカー(いわゆる地区社協といった住民福祉組織や住民主体の地域福祉活動を支援)を増員して兼務します。

事業の概要(生活Coと協議体の役割)

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組み

(1)生活Coの配置⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進

(2)協議体の設置⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

資源開発	ネットワーク構築
<ul style="list-style-type: none"> ○地域に不足するサービスの創出 ○サービスの担い手の養成 ○元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者間の情報共有 ○サービス提供主体間の連携の推進 ○地域住民と専門職との協働推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例→本市では地域福祉ネットワーク会議が既に存在

自治会 民生委員
 社会福祉法人 ボランティア 等

平成29年度当初予算は骨格予算。骨格予算とは…?

骨格予算とは・・・市長選挙を控えた時期は、市長交代の可能性があるので、新規政策を盛り込まず、既存の政策や最低限必要な経費を盛り込んで編成する予算。選挙後の補正予算で、首長の意向を反映させた事業などを「肉付け」することになります。そのため例年より予算規模は小さくなり、平成28年度の一般会計当初予算の693億円に比べて低額です。

ただ、昨年度までに取り組みされている事業や実施が決定している政策については予算が組まれており、藤原市政の色も出されています。

平成29年度当初予算全体の概要

一般会計・・・678億円〔教育・衛生・まちづくり・道路・福祉などの市政全般に亘る会計です〕
特別会計・・・407億円〔国民健康保険・介護保険など個別に設けている会計で、収入も住民税と別の収入も得ています〕
公営企業会計・437億円〔自治体が経営する公益的な事業で、上下水道・自動車運送(バス)・病院・競艇です〕

←このコードから伊丹市公式ホームページの平成29年度予算説明のページに行きます。ぜひ、ご覧下さい。

新政会は当初予算に賛成しました

新政会がかねてから要望していた事項についても予算に反映されました。教育分野では、コミュニティスクールの充実や学力向上に向けた取り組み。地域組織支援では、交付金の厳格な支給を求めると同時にその額の拡大。防災面では、本庁舎建て替えに向け前倒した取り組みや他市との連携や市民との協働などです。その他にも、予算全般として、安全安心のまちづくりに向けて前進する予算であり、賛成しました。

豊中市伊丹市クリーンランドについて

豊中市・伊丹市クリーンランドは豊中・伊丹両市から排出される一般廃棄物の中間処理を行うことを目的に、昭和36年に設立された特別地方公共団体(一部事務組合)で、今年で56年になります。

クリーンランドが設立された前後の昭和30年代は、両市とも急激な人口増加に伴い発展しつつあった時期でした。当時、ともにごみ処理施設用地の確保に悩んでいた両市は、処理を共同で行うことが得策であると考え、用地の確保に努力した結果、大阪国際空港、猪名川に隣接する両市の境界線上に、近隣地域住民の皆さんの苦渋の決断としての建設への同意と用地買収への積極的な協力により、ごみ焼却施設が建設されました。

現在では、平成24年に完成した粗大・不燃ごみ、資源系ごみ類からの有価物の資源回収減容化による最終処分場の有効利用、延命化を図る資源化施設であるリサイクルプラザ(豊中伊丹スリーRセンター)と、昨年新たに完成した可燃ごみの焼却施設が稼働しており、焼却によって出た灰は大阪湾沖埋め立て処分場(大阪湾フェニックス)に運ばれています。また、新ごみ焼却施設の完成に伴い、旧ごみ焼却施設と余熱利用施設(クリーンスポーツランド)の跡地は、地元住民のみなさんご協力もあり、平成31年に緑地公園として生まれ変わります。

平成29年度のクリーンランドの歳入歳出予算は、豊中市から年間約11万5000トン、伊丹市から約5万5000トンのごみの搬入量を見込み総額で約41億7000万円となりました。この予算の中には、豊中市が約13億6000万円、伊丹市が約7億1000万円を税金で負担しています。また、昨年完成したごみ焼却施設の建設費用などの借金が約130億円あり、15年かけて市民のみなさんの税金等で返済していくこととなります。このようなクリーンランド事業は、

豊中市議会議員7名、伊丹市議会議員6名(戸田含む)の13名で構成された豊中市伊丹市クリーンランド議会の議決を経て執行されています。

ごみ焼却施設は、ややもすると迷惑施設、嫌悪施設と呼ばれますが、ごみ処理は都市の基本的な機能であり1日も欠かすことのできないものです。市民のみなさんには、地元住民のみなさんに現在地でのごみ処理施設の建設・運営をお引き受けいただいていることや、ごみ処理は両市の税金が毎年投入されて成り立っている事業であることへのご理解を深めていただくためにもぜひ一度クリーンランドを見学していただきたいと思っております。また、我々豊中市伊丹市クリーンランド議会は、クリーンランドが今後も安定的に事業を継続できるようにしっかりと監視・提言していかなければならないと考えています。



子ども・子育て支援策の充実に向けて ~生まれ育った環境により、子どもの将来が左右されないように~

子どもの貧困対策について

■質問
子どもの貧困対策は「待ったなし」の状態である、国の対策を待つだけでなく伊丹市において考えられる今後の効果的な取り組みを伺う。

■答弁
貧困の連鎖を断ち切るための対策は国全体として取り組むべき課題であり、本市でも積極的に行いたい。対策として子どもが孤立しないための居場所づくりなど、地域全体で子どもと交流し、見守りができる環境づくりが重要であると考えており、地域福祉計画の見直しにおいて検討している。また、世帯としての困窮状態を解決していくことも重要であり、保護者の就労支援などにも取り組んでいく。今後、より具体的、効果的な支援について、各部局間の連携を図りながら行政全体の総合的な取り組みとして推進してまいります。



児童虐待について

■質問
児童虐待に関する報道等が後を絶たず胸を痛めるところであり、大きな社会問題である。伊丹市の実態と児童虐待を起さないための取り組みを伺う。

■答弁
本市の実態ですが、平成27年度の児童虐待の新規通告児童数は284人にのぼり、多くなっている。内訳として、心理的虐待が156人、身体的虐待が82人、ネグレクトが38人、性的虐待が8人となっている。虐待者は実母が147人と最も多く、実父が82人、継父が17人、継母が1人、その他が37人という現状がある。起さないための取り組みとして、児童福祉法に基づき適切な保護を図るため、市の福祉事務所や学校、幼稚園、保育所等の関係部局のほか、伊丹警察や健康福祉事務所、児童相談所、児童養護施設、病院等の関係機関で組織する「伊丹市要保護児童対策地域協議会」を設置している。27年度は個別ケース検討会議を172回開催し様々な事案にも対応してきている。未然防止のため啓発活動や悩みを抱える親に「子育て応援講座」など実施していく。速やかに対応し子どもの安全確保を最優先して関係機関が連携して継続的に支えていくとともに伊丹市要保護児童対策地域協議会を充分活用し、児童虐待の未然防止に努めていく。

子育て相談(各種ホットライン)

市保健センター	妊婦さんや乳幼児の保護者を対象に、妊娠中の過ごし方や産前産後のさまざまな悩み、発育や育児に関する相談・支援を行います。	TEL.072-784-8034
市こども家庭課	家庭でお子さんを育てていく上でのさまざまな悩み、心配事について家庭相談員や母子・父子自立支援員などが相談に応じます。	TEL.072-780-3518 FAX.072-780-3527
市子育て支援センター(いたみいききプラザ1階)	来所・電話による子育て相談(月曜~土曜の9:00~16:30)に応じます。	TEL.072-771-1152 FAX.072-772-4560
兵庫県伊丹健康福祉事務所(伊丹保健所)	保護者の精神的な不調について相談に応じます。こころのケア相談は毎月1回(日時はお問い合わせください。要予約)	TEL.072-785-7874 FAX.072-777-4091
兵庫県川西こども家庭センター(児童相談所)	18歳未満の児童の福祉に関するあらゆる問題について、医師・児童福祉司・心理判定員・保健師などが、児童福祉法にもとづく施設入所・診断・判定その他必要な相談指導を行っています。	TEL.072-756-6633 FAX.072-756-6006
児童虐待24時間ホットライン(川西こども家庭センター)		TEL.072-759-7799
ほっと電話相談(阪神子どもの虐待防止ネットワークほっと)		TEL.0798-44-4150 (木・土曜 10:00~16:00)
全国子育て・虐待防止ホットライン		TEL.0570-011-077 (10:00~17:00)
児童相談所 全国共通ダイヤル		189

まちづくりプラザ指定管理団体変更に対する議案質疑

まちづくりプラザとは

ボランティアや広義のNPOなど様々な市民活動をサポートする拠点施設です。NPO法人など団体の設立・運営相談、各種セミナー開催、助成金・補助金の案内を行い、団体の印刷・会議の場としての活用もできる施設です。

当該施設は行政が設置していますが、管理運営は選定過程を経た上で行政でない団体が受けています。これが「指定管理」と言われる制度です。



指定管理は一定の年限の中で受託団体を決めており、当該施設の質疑時現在の指定管理期間は平成29年3月31日に終了し、その後の指定管理団体がこの議会で議決されました。

なぜ議案質疑したのか?

設立以来指定管理を受託してきたNPO法人阪神・智頭NPOセンターは、市民が施設に訪れたいような企画の実施、社会問題・時事問題から世間のトレンドまで幅広い分野のセミナーの開催などを行ってきており、市民が集う場となるよう努めてきており、ファンも出来ていました。

その団体から、NPO法人宝塚NPOセンターへと指定管理団体が変更となったために理由を問いました。

市行政は今回の指定管理受託応募団体のプレゼンテーションを聞く場や付属資料も付けられた中での審査を下していますが、市行政から議会に提出された資料では議決を下すに際してさらに何わなくてはならない事柄がありました。

指定管理団体を変更することへの異議ではなく、議案の可否を判断するという議員の最も重要な判断を下すために、議案が出された経緯を知るために質疑しました。

ポイント1 今回指定管理を受ける団体の実力は?

①中間支援団体としての実力

中間支援団体とは、行政と市民(団体)をつなぐ、または市民(団体)同士をつなぎ、社会ニーズを捉え、情報の橋渡しや政策提言や調査研究を行う団体であり、そしてNPO法人などの公益的な法人の設立や運営の支援をする団体です。

宝塚NPOセンターは県行政が補助している起業・就業・ボランティアの支援を行う阪神北地域の機関として機能しており、法人設立運営支援でも相談はもちろんのことセミナー開催の実績も有していること。そして、これから市行政として進めたいコミュニティビジネス(地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業)の実績も豊富である。

②団体そのものの実力

スタッフ数が多く専門性が高く、財務状況も健全であり、これらのことから人員面・組織面・財務面でも安定的である。

ポイント2 伊丹とのつながりは?

〇上記の通り、中間支援団体は行政市民含めて「伊丹」と繋がることが重要です。名称の通り、宝塚を中心に活動してきた当該団体が伊丹と繋がりがいいのかについては、伊丹で実施した就労支援事業の実施経験、市行政の審議の場の委員を務めていること、また市内の団体の中には当該団体と繋がっている団体もあり伊丹との繋がりは十分である。

これらの質疑から

今回の指定管理団体について理解を得られたことから議案に賛成しました。行政側が議会に提出する資料について、多ければいいものでもなく、審査経過の全てを公開にすべきとも考えてはおりません。議員として議案に対し理解を得るまでに必要な情報を自ら適宜適切な場で問うていくことが大切だと考えています。

市の審査結果の詳細

	宝塚NPOセンター	団体A	団体B
事業計画の内容が施設の目的を効果的に発揮できるものであること	488.4	463.6	425.2
事業計画の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること	249.6	236	209.6
市民の平等な利用の確保されること	102	99.2	90
施設の管理運営を安定して行う能力を有していること	388	359.2	320.4
個人情報補保護及び情報の公開その他情報管理を適切に行うことができること	110	106	98.4
合計	1338	1264	1143.6

質疑とは 提出された予算案や条例案などといった議案に対し、その内容や不明な点を聞くことです。「質疑」では、議案に対する賛成や反対を含めて意見を述べることは適切ではありません。意見は討論で述べることとなります。一方質問とは、議員が行政について自由に質問することです。意見を述べたり提案をしたりすることもできます。

行財政改革プランによる財政規律の適正化と地域経済発展のための新たな活性化策が必要

■質問

平成29年度当初予算における、政策的・投資的事業にかかる一般財源および市債の発行額、特に再配置計画推進分が財政規律に比べ少なすぎる理由を問う。

■答弁

平成29年度当初予算に計上を予定していた学校施設の大規模改修工事等の事業費は、国の経済対策に伴う有利な財源を活用し、平成28年12月補正予算に前倒して計上した。その財源は一般財源約2千万円、公共施設等整備保全

基金の繰入金約5億4千万円、市債約17億8千万円を平成29年度と合わせると、平成29年度の実質的な再配置計画推進分の財源は、一般財源相当額が約7億5千万円、市債が約21億5千万円となり、今後30年間に必要となる一般財源の平均値である7億5千万円と同額であり、公共施設マネジメントの推進のために必要な事業費は確保されている。また、行財政プランで設定した財政規律は、計画期間全体(5か年)でとらえ5年間にかかる歳出の抑制、予算の重点配分を図る枠組みとして機能させることが重要である。

平成29年度予算と行財政改革プランとの差異			
項目	細目	H29年度予算	5か年計画で定めた計画値
政策的・投資的事業の取組方針	投資的経費(インフラ・その他分)に係る一般財源	3.9億円	5年間で25億円以内 (原則毎年度当たり5億円以内)
	投資的経費(再配置計画推進分)に係る一般財源	1.9億円	5年間で50億円以内 (原則毎年度当たり10億円以内)
	政策的経費に係る一般財源	2.9億円	5年間で25億円以内 (原則毎年度当たり5億円以内) (行革努力による削減効果の範囲内)
市債の管理方針	投資的経費(インフラ・その他分)に係る市債発行額	7.1億円	5年間で75億円以内 (原則毎年度当たり15億円以内)
	投資的経費(再配置計画推進分)に係る市債発行額	3.7億円	5年間で175億円以内 (原則毎年度当たり35億円以内)

■質問

地域経済発展のための新たな活性化策が必要

- ①これまでの効果と市民が実感できる指標について。
- ②今後の活性化策には、企業立地支援制度の見直しを図るなど、新たな取り組みが必要ではないのか。

■答弁

①商業施策では、平成14年から商店街等活性化事業補助制度においてイベント事業に対する支援、平成20年から空店舗活用事業を加え、出店促進を行いまちの賑わい創出や買い物環境の充実が図れた。今年度から商店街等活性化アドバナー導入支援事業を実施し商業集積が確保された。また、商業振興特定誘致地区事業では、中心市街地の4極2軸の沿道を指定し34店舗誘致を行った結果、商業集積とまちの賑わいを創出できた。工業施策では、伊丹市企業立地支援制度の運用等で、約62億円が投下され、雇用面においても効果がもたらされており、伊丹、川西、猪名川を管轄の伊

丹公共職業安定所における有効求人倍率も昨年12月での年度平均が0.73倍で、最も悪かった平成21年度の0.30から改善しており、完全失業率も昨年12月での年度平均が3.6パーセント大きく改善。市民が実感できる指標としては、市民意識調査による施策の満足度を見ますと、平成25年度と平成28年度比較では、商業の振興が2.64ポイントから2.96ポイントへ地域産業の振興が2.75ポイントから3.09ポイントへ上昇。住み続けたい理由として日常の買い物に便利であるが最上位で市民の実感が表れていると考えている。

②まちのにぎわい活力を未来の人に引き継ぎ2060年に19万人都市を維持し、伊丹創生総合戦略と第2期中心市街地活性化基本計画、新たな産業振興ビジョンをスタートさせ、三位一体で地域経済の活性化に取り組む。加藤議員ご案内の新たな企業立地支援制度については、市の実態に即した具体的な見直しを行います。来年度は、県と連携し商店街の活性化への取り組みを進めます。

企業立地支援制度比較		伊丹市 新企業立地支援制度	伊丹市 平成28年度までの企業立地支援制度
立地規模	建物	規定なし	500㎡以上
	敷地	規定なし	500㎡以上
投下資本額	大企業	5億円以上	3億円以上
	中小企業	5千万円以上	5千万円以上
	小規模企業	3千万円以上	

総合計画の条例条文について

総合計画の条例条文をまちづくり基本条例に規定する案が行政当局から示されました。それに対し私なりの考えを示すべく本会議で提案しました。

右記、平成27年10月27日都市企業常任委員協議会で示された条例条文案。右記条文案をまちづくり基本条例に規定するように示された。

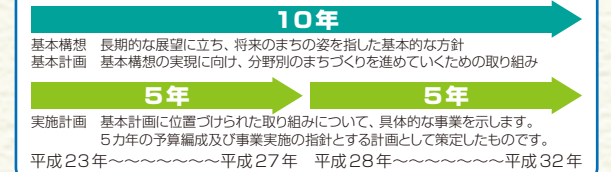
- 市は、目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定めるとともに、それを実現するための方法や手段を総合的かつ体系的に明らかにするため、総合計画を定めるものとする。
- 総合計画は、行政運営の基本的な方針を定める基本構想、その実現に向けた分野別の取組みを定める基本計画及び具体的な事業を定める実施計画により構成する。
- 市長は、総合計画のうち、基本構想を定めようとするときは、議会の議決を得るものとする。
- 総合計画は、市民の参画により定められるものとする。

総合計画とは

地方公共団体が行政運営する上で、長期的展望に立ち将来の目指すべきまちの姿を定め、総合的かつ最上位の計画であり、行政が実施するあらゆる計画の基となっている計画です。
地方自治法で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」という条文がありましたが、平成23年の法改正で削除され、総合計画の策定は各々の自治体に任せられるようになりました。
法改正で総合計画の義務付けが無くなったものの、長期的展望に立った総合的な政策体系を策定し、それを市民に示すことは必要なことと解されており、伊丹市行政においても同様の立場から、総合計画策定を義務付け、その位置づけを示す条例条文案を示しました。

伊丹市第5次総合計画は

将来像を「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」～これからの10年間それぞれが行動し担い合う 真の協働社会の仕組みをつくります～としています。この将来像を基に伊丹市行政の各種の施策と事業を組み立てています。



行政が示した条例条文(案)に対する杉の考え

まちづくり基本条例に規定することについて

■行政の考え

総合計画は市の総合的計画的な行政運営を図る基本指針。よってまちづくりの基本事項を定めたまちづくり基本条例に規定することが相応しい。

■杉の考え

まちづくり基本条例は、伊丹における市民と行政との関わりの基本原則を謳う条例。一方で、総合計画は総合的かつ最上位の計画といえども、行政上の一計画であるために、まちづくり基本条例ではない条例に規定することが相応しい。また、審議会や変更の際しての規定を入れていけば、総合計画だけでかなりの量になるため「総合計画策定のための個別の条例を策定すべきではないか。」

総合計画と個別の行政計画との関係について

■行政の考え

市のあらゆる施策や計画の基礎となるため、まちづくりの基本事項を定めた「まちづくり基本条例」に位置づけようと考えている。従って、個別行政計画の策定に当たっては、総合計画で示した市の将来像を最大限に尊重したものにしなければならない。

■杉の考え

「総合計画は市の最上位の計画である。個別の行政計画は総合計画との整合を図らなければならない」といった規定を設けている自治体もある。全国の自治体で言えることが、総合計画を策定した後に個別の行政計画が年限も方向性も異なることがあった。(例えば新議会報告1号、加藤議員のページ参照)総合計画を中心とした行政運営とするならば、関係性の明示も一つの方法ではないか。

変更した場合の規定について

■行政の考え

基本構想の変更となると、同計画の大本の変更となるので、作り直すことと同じ意味をなす。よって、策定時と同様の手順で見直すものとする。

■杉の考え

市長の交代・議会からの提案・市民からの要求・社会状況の変化により、総合計画を変更することは少ないとしても可能性として存在します。しかし、平成27年10月に示された案には、変更した場合の規定がありません。

他市では、議会の議決の規定、速やかな公表の規定、審議会への諮問の規定、市政や社会の情勢の変化に応じて見直し変更できる規定などを設けています。総合計画が変更される可能性がある以上、条例規定を設けるべきではないか。そして、規定が無ければ、上述の行政の考えとは違い勝手に変更することも可能となるのではないかと危惧があります。

市民参画の過程をもっと詳しく規定することについて

■行政の考え

まちづくり基本条例に「対話の場の設置」「情報の共有」「市民意見表明制度の実施」といった条文があり、重ねて記載する必要はない。

■杉の考え

「総合計画は、市民の参画により定められるものとする」で十分だとも考えるところだが、規則で規定されている審議会の他にも、市民が議論し合う公的な会議体が設けられるならば、重要さからも条例規定することも一つの方法ではないか。

平成27年10月に条例条文案が示されたのちに、議会側では特別委員会で議論がなされてきました。現在、市行政は議会の議論の経過も踏まえて、条例条文について検討中です。